

長野県告示第239号

林業再生総合対策事業補助金交付要綱（平成21年長野県告示第450号）の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金から適用します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

第3第1項第1号中「(別表の1から3までに掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)に限る。)」を削り、第1項に次のただし書きを加える。

ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

第3第1項第2項中「(別表の1から3までに掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)に限る。)」を削る。

第3第1項第1号アを次のように改める。

ア 事業内容の変更

第3第1項第4号中「及び4」を削る。

第4第2項中「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところを「事業計画書、収支予算書その他知事が特に必要と認める書類」に改め、同項各号を削る。

第7条第1項及び第2項中「(別表の1から3に掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)に限る。)」を削る。

別表の1 林業再生協議会活動推進事業の項中「協議会」を「部会(加速化・再生要綱第5第1項第4号の規定により設置された地域協議会の部会。以下「部会」という。)」に、「事業計画作成」を「森林経営計画作成」に改め、「間伐材の供給・需要に係る協定締結等の調整」、「事業計画の作成」及び「(5) 地域材の利用拡大等の普及や事業実施のための研修等の取組」を削り、「(6)」を「(5)」に改め、同表の2 林業再生境界明確化事業の項中「集落協議会(加速化・再生要綱第5第1項第4号の規定により設置された地域協議会の部会として、補助事業を実施するための連絡調整等を行う協議会をいう。以下同じ。)」を「地域協議会又は部会」に改め、同表の3 林業再生基盤整備事業の項を次のように改める。

3 林業再生基盤整備事業	地域協議会又は部会の構成員のうち、集約化実施計画の承認を受けた市町村、森林組合等、(森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。)、森林整備法人等(森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部もしくは一部を拠出しているもの。)をいう。)、森林施業計画(森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林施業計画をいう。)の認定を受けた者、特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。)に実施主体として定められた者その他知事が認める者が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 林業専用道(規格相当)整備及び関連条件整備活動 (2) 森林作業道整備及び関連条件整備活動	10分の10以内。ただし知事が定める額を限度とする。
--------------	---	----------------------------

別表の4 集落林整備事業の項を削る。

信州の木振興課

長野県告示第240号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町(次の図に示す部分限る。)

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿南町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第241号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡木祖村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
木曽郡木祖村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

正沢(1)、正沢(2)、正沢(3)、正沢(4)、正沢(5)、正沢(6)、正沢(7)、正沢(8)、川上(1)、川上(2)、川上(3)、川上(4)、川上(5)、川上(6)、川上(7)、川上(8)、川上(9)、伊谷(1)、伊谷(2)、伊谷(3)、伊谷(4)、伊谷(5)、黒石(1)、黒石(2)、伊谷(6)、一の沢(1)、一の沢(2)、伊谷(7)、伊谷(8)、田尻、田尻(3)、糀ヶ下、山平(1)、山平(2)、五領、青峰高校下、永田(1)、永田(2)、永田(3)、丘の上(1)、丘の上(2)、丘の上(3)、丘の上(4)、丘の上(5)、八沢、富田町、新万郡、万郡(1)、万郡(2)、万郡(3)、万郡(4)、石龜平、塙渕、越畠(1)、越畠(2)、越畠(3)、中平(1)、中平(2)、中平(3)、沼田野(1)、沼田野(2)、沼田野(3)、鳥居(1)、鳥居(2)、神戸(1)、神戸(2)、神戸(3)、下条(1)、下条(2)、下条(3)、板敷野(1)、板敷野(2)、板敷野(3)、和合(1)、和合(2)、和合(3)、和合(4)、川合(1)、川合(2)、川合(3)、川合(4)、川合(5)、川合(6)、川合(7)、下中沢(1)、下中沢(2)、下中沢(3)、下中沢(4)、下中沢(5)、下中沢(6)、下中沢(7)、下中沢(8)、下中沢(9)、上中沢(1)、上中沢(2)、上中沢(3)、菅沼(1)、菅沼(2)、社木(1)、社木(2)、御影堂(1)、御影堂(2)、田沢、児野(1)、児野(2)、児野(3)、西光寺、中畠、行人橋上、上の段、上町、閑町(1)、閑町(2)、青木町、城山、城山(2)、城山(4)、城山(5)、門前、旭町(1)、旭町イ、旭町ロ、黒川渡(1)、黒川渡(2)、大久保、山林下、杭の原(1)、杭の原(2)、杭の原(3)、幸沢口(1)、幸沢口(2)、漆ヶ平(1)、漆ヶ平(2)、漆ヶ平(3)、梨の木沢(1)、梨の木沢(2)、梨の木沢(3)、下志水、上志水(1)、上志水(2)、上志水(3)、栃本(1)、栃本(2)、島、渡合(1)、渡合(2)、渡合(3)、樽沢、二本木(1)、二本木(2)、二本木(3)、二本木(4)、一の萱(1)、一の萱(2)、一の萱(3)、一の萱(4)、中谷(1)、中谷(2)、溝口(1)、溝口(2)、平柄(1)、平柄(2)、橋詰(1)、橋詰(2)、橋詰(3)、野中、小野、上小川(1)、上小川(2)、上小川(3)、上小川(4)、上小川(5)、上小川(6)、野中(1)、清博士、村木、芝原(1)、芝原(2)、芝原(3)、岡ノ平(1)、岡ノ平(2)及び岡ノ平(3)、岡ノ平(4)、折橋(1)、折橋(2)、折橋(3)、折橋(4)、折橋(5)、折橋(6)、中幸沢(1)、中幸沢(2)、中幸沢(3)、中幸沢(4)、中幸沢(5)、奈良尾、布袋の萱(1)、布袋の萱(2)、大平、小樽(1)、小樽(2)、熊沢橋詰(1)、熊沢橋詰(2)、熊沢橋詰、新井(1)、新井(2)、新井(3)、閑平、神田(1)、神田(2)、神田(3)、寺後、寺後(3)、寺後(4)、荒神社、大上野(1)、大上野、上野(1)、上野(2)、上野(3)、上野(4)、新町(1)、新町(2)、新町(3)、上田(1)、上田(2)、上田(3)、大道上(1)、大道上(2)、上田口イ、上田(4)、上田(5)、栗本、栗本(3)、栗本(4)及び相撲場

2 指定の区域

木曽郡木曽町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

正沢(1)、正沢(2)、正沢(3)、正沢(4)、正沢(5)、正沢(6)、正沢(7)、正沢(8)、川上(1)、川上(3)、川上(4)、川上(5)、川上(6)、川上(7)、川上(8)、川上(9)、伊谷(1)、伊谷(2)、伊谷(4)、伊谷(5)、黒石(1)、黒石(2)、一の沢(1)、一の沢(2)、伊谷(7)、伊谷(8)、田尻、田尻(3)、糀ヶ下、山平(1)、山平(2)、青峰高校下、永田(1)、永田(3)、丘の上(1)、丘の上(2)、丘の上(3)、丘の上(4)、丘の上(5)、新万郡、万郡(1)、万郡(2)、万郡(3)、万郡(4)、石龜平、塙渕、越畠(1)、越畠(2)、越畠(3)、中平(1)、中平(3)、沼田野(1)、沼田野(2)、鳥居(1)、鳥居(2)、神戸(1)、神戸(2)、神戸(3)、下条(1)、下条(3)、板敷野(1)、板敷野(2)、和合(1)、和合(2)、和合(3)、和合(4)、川合(3)、川合(4)、川合(5)、川合(6)、川合(7)、下中沢(1)、下中沢(2)、下中沢(3)、下中沢(4)、下中沢(5)、下中沢(6)、下中沢(7)、下中沢(8)、下中沢(9)、上中沢(1)、上中沢(2)、上中沢(3)、菅沼(1)、菅沼(2)、社木(1)、社木(2)、御影堂(1)、御影堂(2)、田沢、児野(1)、児野(2)、児野(3)、西光寺、中畠、行人橋上、閑町(1)、城山、城山(2)、城山(4)、城山(5)、門前、旭町(1)、旭町イ、旭町ロ、黒川渡(1)、黒川渡(2)、大久保、杭の原(1)、杭の原(2)、杭の原(3)、幸沢口(1)、幸沢口(2)、漆ヶ平(1)、漆ヶ平(3)、梨の木沢(1)、梨の木沢(2)、梨の木沢(3)、下志水、上志水(2)、上志水(3)、栃本(1)、栃本(2)、島、渡合(1)、渡合(3)、樽沢、二本木(1)、二本木(2)、二本木(4)、一の萱(1)、一の萱(2)、一の萱(3)、一の萱(4)、中谷(1)、中谷(2)、溝口(1)、溝口(2)、平柄(1)、平柄(2)、橋詰(1)、橋詰(3)、野中、小野、上小川(1)、上小川(2)、上小川(3)、上小川(4)、上小川(5)、上小川(6)、野中(1)、清博士、村木、芝原(1)、芝原(2)、芝原(3)、岡ノ平(1)、岡ノ平(2)、岡ノ平(3)、岡ノ平(4)、折橋(1)、折橋(2)、折橋(3)、折橋(4)、折橋(5)、折橋(6)、中幸沢(1)、中幸沢(2)、中幸沢(3)、中幸沢(4)、中幸沢(5)、奈良尾、布袋の萱(1)、布袋の萱(2)、大平、小樽(1)、小樽(2)、熊沢橋詰(1)、熊沢橋詰(2)、熊沢橋詰、新井(1)、新井(2)、新井(3)、閑平、神田(1)、神田(2)、神田(3)、寺後、寺後(3)、寺後(4)、大上野(1)、大上野、上野(1)、上野(2)、上野(3)、上野(4)、新町(1)、新町(2)、新町(3)、上田(1)、上田(2)、上田(3)、大道上(1)、大道上(2)、上田口イ、上田(4)、上田(5)、栗本、栗本(3)、栗本(4)及び相撲場

町(2)、新町(3)、上田(1)、上田(2)、大道上(1)、大道上(2)、上田口イ、上田(4)、上田(5)、栗本及び栗本(4)

2 指定の区域

木曽郡木曽町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

砂防課

す。)

長野県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

上ノ山、樽沢川渡沢、二本木沢、洞沢、ヤグラ沢、一番ノ沢、カル沢、大クゾ、ツノ久保、出の沢、下沢渡、薬師沢、川渡沢、ズミクボ沢、清博士一石沢、三沢、ムコウノ沢、上ゾレ沢、坂ノ沢、横手沢、畑ノ沢、木戸ノ沢、樽ノ沢、白山久保、ダンズクラ、高橋沢、ナギ沢、小野沢、カシヤ久保、桂久保、キヤノ沢、黒石沢、橋詰カラ沢、コハカセ沢、川戸沢、南洞、溝口洞、水戸沢、小洞、中田川戸沢、中田沢、程久保、柄本カラ沢、クルミ沢、鳥洞沢、梨ノ木沢、正久保、デイナ久保、奥幸沢山の神沢、本谷沢、辰巳ガ沢、垂ヶ沢、大窪、ヤー久保沢、三渡沢、洞の沢1、クボ沢、中幸沢山の神沢、中幸沢、高坪沢、洞の沢2、高山沢、大平洞、大平沢、恵美曾沢、寺沢、オケノ沢、新井洞1、新井洞2、コナンラ沢、じゃぬけ沢、水沢、キミノ沢1、キミノ沢2、キミノ沢3、キミノ沢4、八後沢、根曾沢、栗本沢、納戸石沢、大道上沢、出尻沢、下田沢、島尻沢、矢崎沢、上矢崎沢、堂ヶ沢、一の久保、竹ガ久保、一ノ洞、一の沢、才勝沢、一の久保沢、二の久保沢、三の久保沢、小桂沢、大桂沢、カジガ沢、モリノ沢、ナツナシ沢、キビ尾沢、松尾沢、カシオ沢、向沢、湯の沢、大洞沢、伝田沢1、伝田沢2、伝田沢3、伝田沢4、ヨサノ、突出沢、フカ沢、ナガシ洞、永田沢、上窪、下窪、クルミ窪、明星洞、ウルシ洞、竹の洞、万郡沢、越畠沢、細久保1、細久保2、ヤニ久保、沼田野沢1、沼田野沢2、キツネ原沢、トリ井沢、神戸洞、東ノ沢、イホリ沢、大沢、小沢、和合沢、和合一石沢、沢頭、三渡洞、マセガ沢、カワラ沢、菅沼沢、長久保、ハジカミ沢、大倉沢、モリア久保、斧洞、ナキガイ沢、滝上沢、ヒ沢、柳沢、上平窪、ゼンメイ沢、左利沢、ミナ沢、権現沢、城山洞、バガ沢、岩ヶ沢、穴ガ沢、大久保、ホソ沢、ミョウガ沢、赤シ尾沢、岩戸沢及び洞の沢

2 指定の区域

木曽郡木曽町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

長野県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

上ノ山、樽沢川渡沢、二本木沢、洞沢、ヤグラ沢、一番ノ沢、カル沢、大クゾ、ツノ久保、出の沢、下沢渡、薬師沢、川渡沢、ズミクボ沢、清博士一石沢、三沢、ムコウノ沢、上ゾレ沢、坂ノ沢、横手沢、畑ノ沢、木戸ノ沢、樽ノ沢、白山久保、ダンズクラ、高橋沢、ナギ沢、小野沢、カシヤ久保、桂久保、キヤノ沢、黒石沢、橋詰カラ沢、コハカセ沢、川戸沢、南洞、溝口洞、水戸沢、小洞、中田川戸沢、中田沢、程久保、柄本カラ沢、クルミ沢、鳥洞沢、梨ノ木沢、正久保、デイナ久保、奥幸沢山の神沢、本谷沢、辰巳ガ沢、垂ヶ沢、大窪、ヤー久保沢、三渡沢、洞の沢1、クボ沢、中幸沢山の神沢、中幸沢、高坪沢、洞の沢2、高山沢、大平洞、大平沢、恵美曾沢、寺沢、オケノ沢、新井洞1、新井洞2、コナンラ沢、じゃぬけ沢、水沢、キミノ沢1、キミノ沢2、キミノ沢3、キミノ沢4、八後沢、栗本沢、納戸石沢、大道上沢、出尻沢、下田沢、島尻沢、矢崎沢、上矢崎沢、堂ヶ沢、一の久保、竹ガ久保、一ノ洞、一の沢、才勝沢、一の久保沢、二の久保沢、三の久保沢、小桂沢、大桂沢、カジガ沢、モリノ沢、ナツナシ沢、キビ尾沢、松尾沢、カシオ沢、向沢、湯の沢、大洞沢、伝田沢1、伝田沢2、伝田沢3、伝田沢4、ヨサノ、突出沢、フカ沢、ナガシ洞、永田沢、上窪、下窪、クルミ窪、明星洞、ウルシ洞、竹の洞、万郡沢、越畠沢、細久保1、細久保2、ヤニ久保、沼田野沢1、沼田野沢2、キツネ原沢、トリ井沢、神戸洞、東ノ沢、イホリ沢、大沢、小沢、和合沢、和合一石沢、沢頭、三渡洞、マセガ沢、カワラ沢、菅沼沢、長久保、ハジカミ沢、大倉沢、モリア久保、斧洞、ナキガイ沢、滝上沢、ヒ沢、柳沢、上平窪、ゼンメイ沢、左利沢、ミナ沢、権現沢、城山洞、バガ沢、岩ヶ沢、穴ガ沢、大久保、ホソ沢、ミョウガ沢、赤シ尾沢、岩戸沢及び洞の沢

2 指定の区域

木曽郡木曽町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第246号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の変更の届出がありました。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定確認検査機関の名称及び住所

一般財団法人長野県建築住宅センター

長野市篠ノ井御幣川1306番地1

2 事務所の変更を行う業務区域

須坂市及び上高井郡に係る確認検査の業務

3 変更内容

変更前の事務所の所在地 須坂市大字須坂164番地1

変更後の事務所の所在地 長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14

4 変更年月日

平成24年4月1日

建築指導課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月22日

長野県伊那建設事務所長 原 明善

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那辰野停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字三日町字町 1825番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字三日町字町 1812番の1地先まで	旧	m 6.2～7.7	km 0.1372
同 上	新	6.7～17.2	0.1369

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那辰野停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字樋口字樋口 1406番地先から 上伊那郡辰野町大字樋口字樋口 1411番のイの1地先まで	旧	m 8.5～15.7	km 0.0706
同 上	新	10.5～15.7	0.0706

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那辰野停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字三日町字東河 原612番の2地先から 上伊那郡箕輪町大字三日町字東河 原591番の12地先まで	旧	m 10.2～26.0	km 0.2028
同 上	新	10.2～33.4	0.2028

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 諏訪箕輪線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字東箕輪字南小 河内2499番の3地先から 上伊那郡箕輪町大字東箕輪字南小 河内2501番の1地先まで	旧	m 2.1～6.2	km 0.1148
同 上	新	5.3～9.5	0.1144

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 内の萱伊那線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市小沢7736番地先から 伊那市小沢7748番の1地先まで	旧	m 4.5～8.5	km 0.1399
同 上	新	4.5～8.5	0.1400

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那駒ヶ岳線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市西町7227番の2310地先から 伊那市西町7227番の2118地先まで	旧	m 6.2～12.5	km 0.2239
同 上	新	7.7～12.5	0.2237

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那駒ヶ岳線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市荒井内の萱7140番の1地先 から 伊那市荒井内の萱7121番の3地先 まで	旧	m 3.9～18.7	km 0.2802
同 上	新	7.0～18.7	0.2789

- (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 車屋大久保線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市東春近5292番地先から 駒ヶ根市東伊那6593番の1地先まで	旧	m 4.3~15.1	km 0.3000
同上	新	m 4.3~20.4	km 0.2990

- (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 車屋大久保線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市東伊那6593番の1地先から 駒ヶ根市東伊那6837番の1地先まで	旧	m 4.5~26.5	km 0.7465
同上	新	m 5.0~34.4	km 0.7465

- (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 西伊那線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市中沢8375番の8地先から 駒ヶ根市中沢8381番地先まで	旧	m 8.5~14.6	km 0.2123
同上	新	m 10.4~36.9	km 0.1960

- (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 西伊那線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村大草7181番の1地先から 上伊那郡中川村大草7166番の1地先まで	旧	m 8.9~20.7	km 0.6000
同上	新	m 8.9~35.4	km 0.6000

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月22日

長野県大町建設事務所長 有賀 久

- (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 奉納中土停車場線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字中土4284番地先から 北安曇郡小谷村大字中土4272番の2地先まで	旧	m 9.0~23.0	km 0.0430
同上	新	m 9.9~34.0	km 0.0430

- 2(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 小島信濃木崎停車場線

- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平11744番の3地先から 大町市平11678番の1地先まで	旧	m 4.2~8.4	km 0.2830
同上	新	m 4.7~18.3	km 0.2830

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月22日

長野県伊那建設事務所長 原 明善

- 1(1) 路線名 伊那辰野停車場線

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町大字三日町字町1825番の1地先から

上伊那郡箕輪町大字三日町字町1812番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

- 2(1) 路線名 伊那辰野停車場線

- (2) 供用を開始する区間

上伊那郡辰野町大字樋口字樋口1406番地先から

上伊那郡辰野町大字樋口字樋口1411番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

道路管理課

3(1) 路線名 伊那辰野停車場線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町大字三日町字東河原612番の2地先から
上伊那郡箕輪町大字三日町字東河原591番の12地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

4 (1) 路線名 諏訪箕輪線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字南小河内2499番の3地先から
上伊那郡箕輪町大字東箕輪字南小河内2501番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

5 (1) 路線名 内の萱伊那線

(2) 供用を開始する区間

伊那市小沢7736番地先から
伊那市小沢7748番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

6(1) 路線名 伊那駒ヶ岳線

(2) 供用を開始する区間

伊那市西町7227番の2310地先から
伊那市西町7227番の2118地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

7(1) 路線名 伊那駒ヶ岳線

(2) 供用を開始する区間

伊那市荒井内の萱7140番の1地先から
伊那市荒井内の萱7121番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

8(1) 路線名 車屋大久保線

(2) 供用を開始する区間

伊那市東春近5292番地先から
駒ヶ根市東伊那6593番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

9(1) 路線名 車屋大久保線

(2) 供用を開始する区間

駒ヶ根市東伊那6593番の1地先から
駒ヶ根市東伊那6837番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

10(1) 路線名 西伊那線

(2) 供用を開始する区間

駒ヶ根市中沢8375番の8地先から
駒ヶ根市中沢8381番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

11(1) 路線名 西伊那線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡中川村大草7181番の1地先から
上伊那郡中川村大草7166番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年3月22日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月22日

長野県大町建設事務所長 有賀 久

1 路線名 奉納中土停車場線

2 供用を開始する区間

北安曇郡小谷村大字中土4284番地先から
北安曇郡小谷村大字中土4272番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成24年3月22日

道路管理課

長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第5条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定し、及び長野県宝の指定を解除します。

平成24年3月22日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
旧念来寺鐘楼	1棟	松本市中央4丁目1375番6	松本市中央4丁目9番13号 妙勝寺

2 長野県宝の指定を解除する文化財

名称	員数	所在地	指定告示
日向林B遺跡出土品	1点	千曲市屋代字清水260-6 長野県立歴史館	平成19年1月11日 長野県教育委員会告示第1号

文化財・生涯学習課

長野県内水面漁場管理委員会指示第14号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成20年長野県内水面漁場管理委員会指示第8号）を次のとおり解除しました。

平成24年3月22日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

1 対象水域

野尻湖

2 対象魚種

オオクチバス、コクチバス

3 解除の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

内水面漁場管理委員会事務局

	変更前	変更後
1	10台	50台
2	17台	17台
3	84台	38台
合計	111台	105台

4 変更年月日

平成24年11月10日

5 届出年月日

平成24年3月9日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年3月22日から平成24年7月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

おいしい信州ふーど（風土）プロジェクト推進業務委託（緊急雇用創出事業）

(2) 業務内容

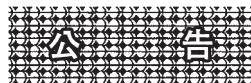
本業務は、「おいしい信州ふーど（風土）」宣言に掲げる「プレミアム」、「オリジナル」及び「ヘリテイジ」の3つの付加価値の定着に向けた活動を強力に推進することで、認知度向上に取り組み、高いローカルの価値を持つ信州産農畜産物のブランド力の構築と消費拡大を図るものです。

業務の詳細は、おいしい信州ふーど（風土）プロジェクト推進業務委託プロポーザル仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ飯田駅前店

飯田市東和町2丁目35

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1

3 変更事項

駐車場の収容台数